## 短期入所生活介護 田辺の郷 料金表

令和3年8月現在

## 短期入所生活介護(併設ユニット型個室)

第1段階:生	E活保護受	給者の方、	老齢福祉年		全員が住民税非課税	者(別世帯の	の配偶者含	含む)。_	
	基本単位	夜勤職員 配置加算Ⅱ	サービス提供体 制強化加算Ⅲ	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特定 処遇改善加算(I)	居住費	食材料		1日あたり
要介護1	696					820	1日限度額		¥1,919
要介護2	764	18	6	所定単位数 (=8.3%	所定単位数 に2.7%		300		¥1,995
要介護3	838						朝食	390	¥2,077
要介護4	908						昼食	530	¥2,155
要介護5	976						夕食	525	¥2,230
第2段階:	F金収入等	80万円以	下(世帯全員	が住民税非課税	者。別世帯の配偶者	·含む。)			
	基本単位	夜勤職員 配置加算 Ⅱ	サービス提供体 制強化加算Ⅲ	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特定 処遇改善加算(I)	居住費	食材料	料費	1日あたり
要介護1	696			二	=r -t-, >>4 / 1	820	1日限度額		¥2,219
要介護2	764						600		¥2,295
要介護3	838	18	6	所定単位数 に8.3%	所定単位数 に2.7%		朝食	390	¥2,377
要介護4	908			10.0%	102.770		昼食	530	¥2,455
要介護5	976						夕食	525	¥2,530
第3段階①	:年金収入	等80万円以	上120万円	以下(世帯全員が	<b>「住民税非課税者。</b> 」	別世帯の配信	禺者含む。	)	
	基本単位	夜勤職員 配置加算Ⅱ	サービス提供体 制強化加算Ⅲ	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特定 処遇改善加算(I)	居住費	食材料	料費	1日あたり
要介護1	696						1日限	度額	¥3,109
要介護2	764			= 24 /- 4-	=r +> \( \tau +\tau \)	1310	100	00	¥3,185
要介護3	838	18	6	所定単位数 (=8.3%	所定単位数 に2.7%		朝食	390	¥3,267
要介護4	908				1-2.7/0		昼食	530	¥3,345
要介護5	976						夕食	525	¥3,420
第3段階②	:年金収入	120万円超	(世帯全員な	が住民税非課税者	音、別世帯の配偶者?	含む。)			
	基本単位	夜勤職員 配置加算Ⅱ	サービス提供体 制強化加算皿	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特定 処遇改善加算(I)	居住費	食材料	料費	1日あたり
要介護1	696						1日限度額 1300		¥3,409
要介護2	764	18	6	所定単位数 に8.3%	所定単位数 に2.7%	1310			¥3,485
要介護3	838						朝食	390	¥3,567
要介護4	908						昼食	530	¥3,645
要介護5	976						夕食	525	¥3,720
<b>f4段階(1</b>	割負担)						•		
	基本単位	夜勤職員 配置加算 Ⅱ	サービス提供体 制強化加算皿	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特定 処遇改善加算(I)	居住費	食材料	料費	1日あたり
要介護1	696						1日限	度額	¥4,744
要介護2	764		6	所定単位数 (こ8.3%	所定単位数 に2.7%	2500	144	<b>4</b> 5	¥4,820
要介護3	838	18					朝食	390	¥4,902
要介護4	908						昼食	530	¥4,980
要介護5	976						夕食	525	¥5,055
34段階(2	割負担)								
	基本単位	夜勤職員 配置加算 Ⅱ	サービス提供体 制強化加算皿	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特定 処遇改善加算(I)	居住費	食材料	料費	1日あたり
要介護1	1392		12	所定単位数 (=8.3%	所定単位数 に2.7%	2500	1日限度額		¥5,543
要介護2	1528	1					144	<b>4</b> 5	¥5,694
要介護3	1676	36					朝食	390	¥5,859
要介護4	1816	1					昼食	530	¥6,014
要介護5	1952	1					夕食	525	¥6,165
<b>有4段階(3</b>	割負担)					•	,	Į.	
	基本単位	夜勤職員 配置加算 Ⅱ	サービス提供体 制強化加算皿	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特定 処遇改善加算(I)	居住費	食材料費		1日あたり
要介護1	2088						1日限	度額	¥6,343
要介護2	2292	1	18	所定単位数 (こ8.3%	所定単位数 I=2.7%	2500	1445		¥6,569
要介護2 要介護3	2514	54					朝食	390	¥6,815
<u>要介護</u> 要介護4	2724	-					昼食	530	¥7,049
<del>文// 版 ·</del> 要介護5	2928	4					夕食	525	¥7,275

## 介護予防短期入所生活介護(併設ユニット型個室)

第1段階·生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税者(別世帯の配偶者含む)。

第1段階:生	E 古保護党	給者の方、老歯				氏柷非課棿者	1 (別世帯	が配偶す	首含む)。
	基本単位	サービス提供体制強化加算III	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特 処遇改善加算(		食	材料費		1日あたり
要支援1	523	6	所定単位 数 に8.3%	所定単位数 に2.7%	<sup>t</sup> 820	1日限度額	朝食	390 530 525	¥1,707
要支援2	649	0				300	昼食 夕食		¥1,847
第2段階: 年	F金収入等	80万円以下(†	世帯全員が	住民税非課	税者。別世	帯の配偶者合	む。)		
	基本単位	サービス提供体制強化加算皿	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特 処遇改善加算(		食	材料費		1日あたり
要支援1	523		所定単位数	所定単位数	t	1日限度額	朝食	390	¥2,007
要支援2	649	6	1=8.3%	1=2.7%	820	600	昼食 夕食	530 525	¥2,147
第3段階①									
- WILL (C	基本単位	サービス提供体制強化加算皿	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特 処遇改善加算(	定足介弗		材料費		1日あたり
要支援1	523		所定単位数	所定単位数	<sup>牧</sup> 1310	1日限度額	朝食	390	¥2,897
要支援2	649		l=8.3%	1=2.7%		1000	昼食 夕食	530 525	¥3,037
第3段階②	:年金収入	120万円超(世	帯全員が住	<b>E民税非課</b> 種	说者、別世	帯の配偶者含	む。)		
	基本単位	サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特 処遇改善加算(		食	材料費		1日あたり
要支援1	523	6	所定単位数	所定単位数	t 1310	1日限度額	朝食	390	¥3,197
要支援2	649	U	1=8.3%	1=2.7%	1010	1300	昼食 夕食	530 525	¥3,337
第4段階(1	割負担)								
	基本単位	サービス提供体制強化加算III	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特 処遇改善加算(	居住費	食	材料費		1日あたり
要支援1	523	6	所定単位数	所定単位数	<sup>女</sup> 2500	1日限度額	朝食	390	¥4,532
要支援2	649	Ů	1=8.3%	l=2.7%	2000	1445	昼食 夕食	530 525	¥4,672
第4段階(2	割負担)								
	基本単位	サービス提供体制強化加算III	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特 処遇改善加算(		食	材料費		1日あたり
要支援1	1046	12	所定単位数	所定単位数	ž 2500	1日限度額	朝食 昼食	390	¥5,119
要支援2	1298		1=8.3%	I=2.7%		1445	昼食 夕食	530 525	¥5,399
第4段階(3語	割負担)								
	基本単位	サービス提供体制強化加算III	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特 処遇改善加算(	居住費	食	材料費		1日あたり
要支援1	1569	18	所定単位数	   所定単位数	2500	1日限度額	朝食	390	¥5,707
要支援2	1947	10	I=8.3%	1=2.7%	2500	1445	朝食 昼食 夕食	530 525	¥6,126
その他加算									
送迎加算(片道)									
単位 介護職員処遇改善加算(I) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 合計									
1割負担の方		184			新定単位数に2.7% ¥204   新定単位数に2.7% ¥408				
2割負	2割負担の方		所定単位	:数に8.3%				¥408	
									1

	単位	介護職員処遇改善加算(I)	介護職員等特定処遇改善加算(I)	合 計
1割負担の方	184			¥204
2割負担の方	368	所定単位数に8.3%	所定単位数に2.7%	¥408
3割負担の方	552			¥613

- ※送迎サービスを利用された方のみとなります。
- ※通常の営業区域外(旧田辺市、旧南部町、旧白浜町、上富田町)に送迎を行った場合、上記加算に加え下記の料金を ご負担いただきます。
- 通常の営業区域を超えて片道10km未満 : 1,000円 通常の営業区域を超えた地点から片道10km以上20km未満 : 2.000円

緊急時入所受入加算(要介護認定者)

	単 位	介護職員処遇改善加算(I)	介護職員等特定処遇改善加算(I)	合 計				
1割負担の方	90			¥100				
2割負担の方	180	所定単位数に8.3%	所定単位数に2.7%	¥200				
3割負担の方	270			¥300				

- ※要介護認定を受けている方で、一定の条件下に緊急受け入れした場合に加算されます。
- ※年金収入等とは、公的年金など収入金額(非課税年金含む)+その他の合計所得となります。
- ※負担限度額の認定要件として、年金収入等とは別に預貯金等の要件もあります。
- ※前記の金額はあくまでも概算となっています。サービスの利用状況等によって若干の差異が発生することをご了承くだ さい。